最高人民法院の特許出願権の紛争の審理の若干問題についての通知

(1987年10月19日法(経)発〔1987〕29号公布 公布日から施行)

全国の地方の各級の人民法院、各級の軍事法院、各鉄道輸送中級法院及び基層法院、各海 事法院:

特許法の実施以来、特許出願権に関する紛争がたびたび発生している。正確に特許法及び その実施細則の執行を徹底し、特許出願権の紛争を適切に解決し、特許出願権者の合法的 な権益を保護するために、ここに、問題に関して以下のとおり通知する。

- 一. 当事者が特許出願権紛争について、その者の上級主管部門又はその者の所在地区の特許管理機関の処理を不服として人民法院に訴えを提起したときは、人民法院はこれを受理 しなければならない。
- 二. 特許出願権紛争事件には、次の各号が含まれる。
- 1. 職務発明創造であるか非職務発明創造であるかに関する紛争事件
- 2. 誰が発明創造の発明者、考案者又は意匠の創作者であるかに関する紛争事件
- 3. 提携(協力)して完成させ、又は委託を受けて完成させた発明創造について誰が特許 出願権を有するかに関する紛争事件
- 三. 特許出願権の紛争事件の管轄は、最高人民法院の1985年2月16日の「特許裁判業務のいくつかの問題に関する通知」における事件管轄問題の第2項の規定に従って処理する。即ち、各省、自治区及び直轄市の人民政府の所在地の中級法院、各経済特区の中級人民法院並びに各省及び自治区の高級人民法院は、実際の要請に応じて、最高人民法院の同意を得た中級人民法院を第一審法院として指定して報告する。
- 四.人民法院が特許出願権の紛争についてした判決は、法律的効果が生じた後に速やかに特許庁に送付しなければならない。特許庁又は特許復審委員会が異議申立又は無効宣告請求に対して審査又は復審を行っている過程で、異議又は無効宣告請求が人民法院が確認した特許出願権に対して提出されたものであることを発見し、かつ、異議申立人又は無効宣告請求人が新たな証拠及び理由を提出しているときは、特許の審査又は復審を中止し、かつ、新たな証拠及び理由を関連する人民法院に送付しなければならない。人民法院は真剣に審査をして処理し、かつ、処理結果を異議申立人又は無効宣告請求人及び特許庁又は特許復審委員会に通知しなければならない。

五. 人民法院は、特許出願権の紛争事件を審理する際には、発明創造が新規性を喪失する ことを防止するために、公開されていない特許出願に対しては、秘密を保持するよう注意 をしなければならない。